

監 査 第 64 号
令和 7 年 11 月 5 日

請求人 (略) 様

三重県監査委員	村 上 亘
三重県監査委員	長 田 隆 尚
三重県監査委員	石 垣 智 矢
三重県監査委員	伊 賀 恵

住民監査請求について

令和 7 年 9 月 9 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

記

第 1 監査の結論

本件請求を棄却する。

第 2 監査の請求

本件請求の要旨は、次のとおりである。

1 請求理由

- (1) 令和 7 年 8 月 22 日付け県土第 01-35 号「保有個人情報開示請求に係る公文書を特定するための補正について」（以下「本件補正依頼通知」という。）が、三重県県土整備部県土整備総務課（以下「県土整備総務課」という。）から簡易書留として送付されてきた。目的は請求人が請求している保有個人情報開示請求の公文書の文書特定である。同日に請求人は同課を訪問しており、文書特定を面談のうえ行う旨の協力を申し出た。その際、同課からは文書特定を行いたい旨の話があったが、その場での文書特定は行われなかった。翌日、請求人の自宅に簡易書留郵便が到着した。8 月 22 日に県庁を訪問した際に文書特定を行えば、無駄に郵便代・事務費代として税金を使って支払う必要はなかった。さらに補正命令の内容についての不明点が多く、請求人が後日県庁に出向き、面談のうえ回答書を記入し、收受されたという状況である。

- (2) 文書特定ができていないので、保有個人情報開示請求にかかる開示決定はできない状況であり、本来は延長の決定をするべき状況であるが、令和 7 年 8 月 27 日付け県土第 01-36 号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」（以下「本件開示決定通知」という。）が簡易書留として送付されてきた。文書特定ができておらず、決定できるはずがないのに不思議な状況である。さらに請求人は、閲覧のうえの開示を申し出ており、決定通知を郵送するのはやめて、閲覧の際に受領する旨を請求書に記載している。文書特定ができて決定したら閲覧の日時を決め、その際に決定通知を渡せばよいのに、無駄に郵便代・事務費代として税金を使って支払いをする必要はなかった。
- (3) 無駄な公務に通信費・事務費等を充当して行っていることは無駄使いになる。切手代は簡易書留 2 通で 1,000 円、封書代は標準的な物で印刷代を含めて 2 通で 2,000 円程度と思われる。印刷代と事務費 2 回分で人件費を含めて 10,000 円で合計 13,000 円程度の無駄使いとなる。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

上記請求の要旨から、本件請求にかかる監査対象事項は、「県土整備総務課が、本件補正依頼通知及び本件開示決定通知（以下、これらの 2 件の通知を合わせて「本件通知」という。）を請求人に郵送したこと（日本郵便株式会社と郵便利用契約を締結したこと）は、違法又は不当な契約の締結にあたるか。」と解した。

2 監査対象部局

三重県県土整備部

3 監査対象部局に対する調査の実施、陳述の聴取等

(1) 実施した調査等

令和 7 年 9 月 19 日に県土整備総務課の調査を実施した。

(2) 請求人の陳述の要旨

（令和 7 年 10 月 22 日陳述、令和 7 年 10 月 28 日付追加陳述書）

ア 住民監査請求の趣旨は、納税者である県民によって、職員が公務で税金を無駄遣いしていないかどうかを確認・監査することである。無駄遣いは 1 円でもあってはならない。

イ 職員は、入庁時に地方公務員法に基づいて、「私は全体の奉仕者とし

て公正に誠実に公務を行うことを誓約します。」との宣誓を行っている。この「誠実に」という部分が無駄遣いと関係している。今回の請求では、不正があったということを言っているわけではない。誠実に公務をしてください、税金で支払われることに対して無駄なことをしないでください、ということを確認したい。

ウ 民間事業者は経費削減をして経営しなければ破綻してしまう。公務員もそういったコスト意識をもってほしい。

エ 今回の監査請求の発端は、建築開発課の職員に危害を加えられたことに関して情報開示請求をしたことである。8月22日には県庁に用事があったので、県土整備総務課に、公文書特定の面談が必要であればお願いしますと言いにいった。通常であれば訪問した際に聞けばいいものを、聞きもせず、同日付けで簡易書留により本件補正依頼通知を送付してきた。この内容であれば、県庁に行った際に言ってくれば済む話である。それをせずに、郵便代の無駄遣いをを行った。公務に対して緊張感が無い。緊張感をもって、県民に信託されている公務をしっかりとやってほしいため、住民監査請求を行った。

オ 令和7年10月22日の陳述における県土整備総務課の主張は、全く「無駄遣い」という認識を持たない主張であった。これでは住民監査請求という制度の根本が疑われるものである。コスト意識の無い公務を行う事に対して三重県監査委員からも住民監査請求の本来の趣旨に基づいた決定をよろしく願います。

(3) 監査対象部局の陳述の要旨

(令和7年10月22日陳述)

ア 本件補正依頼通知を郵送したことについて

請求人が県土整備総務課を訪れる時期は不定期で、事前の連絡はなく、令和7年8月22日の請求人の訪問も予期せぬものであった。その際、請求人から文書の特定について協力の申し出があったものの、その時点において、本件補正依頼通知にかかる起案文書は回議中であり、組織としての意思決定が行えていない状況であったため、その場で補正依頼はできないと判断し、後日文書で連絡する旨を伝えた。

その後、決裁を終え、速やかに請求人に文書を届ける方法として郵送を選択し、令和7年8月22日に文書を郵送した。このことは何ら不合理なものではなく、また、違法又は不当なものでもなく、無駄な対応でもない。

イ 本件補正依頼通知を簡易書留で送付したことについて

保有個人情報開示請求内容の補正を求める場合、補正に要した日数は、決定までの期限である「14 日以内（初日不算入）」の算定から除かれるが、補正が完了した後は残存日数のうちに決定を行わなければならない。

そのため、発送日が客観的に記録され、補正期間の始期を明確にすることができる方法として、通常の普通郵便ではなく、簡易書留により発送したものであり、本件補正依頼通知を簡易書留で送付したことは何ら不合理なものではない。また、違法又は不当ではなく、無駄ではない。

ウ 本件開示決定通知を郵送したことについて

請求人からの開示請求書には「開示が決定しましたら携帯電話にご連絡をください。写しをいただきにまいります。」と記載されていたが、決定通知書は原本を交付するものであるため、開示請求書に記載された「写し」とは、特定された公文書の写しであると解するのが相当であり、開示決定書の原本を閲覧の際に受け取る旨の意思表示とは認識することができない。そのため、本件開示決定通知を郵送したことは何ら不合理なものではない。また、違法又は不当な対応ではなく、無駄な対応でもない。

エ 本件開示決定通知を簡易書留で送付したことについて

保有個人情報開示請求の決定は行政処分であり、請求者は一定の期間内に知事に対する審査請求や、三重県を被告とした処分の取消しの訴えの提起をすることができることから、決定通知書が配達されたかどうかについて争いが生じるリスクを避け、より確実に相手方に届き、配達の記録が確認できるようにするため、普通郵便ではなく簡易書留により発送したものである。そのため、本件開示決定通知を簡易書留で送付したことは何ら不合理なものではない。また、違法又は不当ではなく、無駄ではない。

オ まとめ

以上のことから、県土整備総務課の一連の対応について、違法又は不当なところはなく、無駄な対応でもなかった。

第4 監査の結果

1 認定した事実

監査対象部局に対する調査結果、請求人及び監査対象部局の陳述結果等を総合すると、次の事実が認められる。

なお、暦年はすべて令和7年であるため、以下、暦年の表記は省略する。

(1) 本件の経緯

- ア 8月13日付けで、請求人は、保有個人情報開示請求書を提出した。
請求対象とする情報は4件あった。なお、請求人は、同請求書に、「開示が決定しましたら携帯電話にご連絡をください。写しをいただきにまいります。」と記載した。
- イ 8月22日、県土整備総務課は、請求人に対し、上記アの請求対象のうちの1件について、本件補正依頼通知を簡易書留により郵送した。
- ウ 8月27日、県土整備総務課は、請求人に対し、上記アの請求対象のうちの2件について本件開示決定通知を、1件について保有個人情報を開示しない（保有個人情報が存在しない）旨の決定通知を、1通の封筒に同封して簡易書留により郵送した。
- エ 8月29日、請求人は、県土整備総務課を訪問し、本件補正依頼通知に係る回答書を記入し、同課に提出した。
- オ 9月2日、県土整備総務課は、本件補正依頼通知に係る開示請求事項について、保有個人情報を開示しない（保有個人情報が存在しない）旨の決定を行い、請求人に通知した。
- カ 9月11日、請求人は、本件開示決定通知に基づき、情報公開・個人情報相談窓口において、保有個人情報の閲覧及び写しの交付を受けた。
- (2) 本件補正依頼通知の郵送
- ア 8月21日、県土整備総務課担当職員は、本件補正依頼通知にかかる起案を行った。
- イ 8月22日、本件補正依頼通知にかかる起案が決裁された。
- ウ 決裁後、同担当職員は本件補正依頼通知を作成し、封筒（角型2号）に封入した。封入後、同課の別の職員が、三重県本庁舎1階の文書・情報公開課に当該封筒を回付し、日本郵便株式会社の三重県庁内局に差し出された。
- (3) 本件開示決定通知の郵送
- ア 8月27日、県土整備総務課担当職員は、本件開示決定通知にかかる起案を行った。
- イ 8月27日、本件開示決定通知にかかる起案が決裁された。
- ウ 決裁後、同担当職員は本件開示決定通知を作成し、封筒（角型2号）に封入した。封入後、同課の別の職員が、三重県本庁舎1階の文書・情報公開課に当該封筒を回付し、日本郵便株式会社の三重県庁内局に差し出された。
- (4) 本件通知の内容等
- ア 本件補正依頼通知は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）に基づき、請求人から保

有個人情報の開示請求があった事項について、請求人に公文書の特定を行うために補正を求めるものであった。別紙として「依頼事項兼回答書」を添付し、同書面に回答を記載のうえ、9月1日までに県土整備総務課に郵送または持参することを依頼するものであり、別紙を含めA4用紙で2枚の文書であった。

イ 本件開示決定通知は、個人情報保護法に基づき、上記(1)アの請求人から開示請求があった4件の事項のうちの2件について、部分開示を決定した旨を通知するものであった。同通知には、開示する保有個人情報、不開示とした部分とその理由、開示の実施方法等が記載されていた。添付資料を含め、A4用紙で3枚の文書であった。

(5) 郵便料金等

ア 本件通知の郵便料金は、それぞれ1通あたり490円（簡易書留にかかる料金を含む。）であった。

イ 封筒の1枚あたりの単価（税込）は、令和6年度作成のものは9,680円、令和7年度作成のものは6,006円であった。

2 判断

(1) 請求人の主張

本件請求において請求人は、本件通知を請求人に郵送したことが、税金の無駄遣いであると主張している。

(2) 検討

ア 判断

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、また、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定している。

地方自治法及び地方財政法は、地方公共団体の支出の必要最少限度性について規定しているが、この支出の最少限度性は、地方財政法第4条第1項において「その目的を達成するため」と規定されているように、あくまでその行政目的を達成するための支出について要求されるものである。地方公共団体の執行機関には、行政目的の決定及び同目的達成のための手段の選択について一定の合理的な裁量が認められているから、決定された行政目的及び同目的達成のために選択され

た手段に裁量権の逸脱又は濫用がない限り、他の手段を選択したとしたらより少ない支出で済んだとしても、選択された手段実施に伴う支出につき地方自治法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条第 1 項の違反は生じないというべきである。

なお、福岡高等裁判所平成 15 年 8 月 20 日判決においても、同じ趣旨の判示がなされている。

イ 本件の論点

請求人の主張を検討するに、請求人は、日本郵便株式会社との郵便利用契約がこれらの条項に反しているなどと主張しているものと解される。

本件請求に関しては、本件通知を請求人に交付するという目的達成のために、本件通知を簡易書留により郵送するという手段が選択されたものであり、この選択された手段に、裁量権の逸脱又は濫用があったか否かについて検討する。

ウ 裁量権にかかる検討

α 本件補正依頼通知の郵送

法令等の規定について、本件通知に関連する個人情報保護法等の法令には、通知文書の交付の方法に関する規定はない。

また、公文書の管理について必要な事項を定める三重県公文書管理規程（令和 2 年三重県訓令第 6 号）においては、第 32 条で、文書の発送等の方法のひとつとして「郵送」を定めており、第 33 条で、本庁課が文書を郵送しようとするときは当該文書を文書・情報公開課に回付すること、及び個別の包装を必要とするものは本庁課で包装することを定めている。上記 1(2)ウ及び(3)ウで認定したとおり、本件通知は県土整備総務課で封入され、文書・情報公開課に回付されており、本件通知の郵送にかかる手続きは、同規程に反するものではない。

ところで、請求人は、本件補正依頼通知を発送した 8 月 22 日に請求人が県土整備総務課を訪問した際に、直接、文書の特定について確認すれば郵送する必要がなかった旨主張する。

これに対し、県土整備総務課は、補正に要した日数は開示決定までの期限である「14 日以内（初日不算入）」の算定から除かれることから、本件補正依頼通知を請求人に発送した日を客観的に記録し、補正期間の始期を明確にするため、簡易書留により郵送したなどと主張する。この点、文書の発送や到達に関する争いを避けるため、発送日や到達日の記録が残る方法で郵送することは、一般的に行わ

れている行為であり、合理的裁量の範囲内のものと認められる。

以上の事情を勘案すれば、本件補正依頼通知を請求人に交付するために簡易書留により郵送したことについては、地方自治法や地方財政法に違反する財務会計上の行為があったとは解されない。

b 本件開示決定通知の郵送

請求人は、保有個人情報開示請求書に、開示決定通知を郵送するのではなく、開示にかかる公文書を閲覧する際に受領する旨、記載したと主張する。

これに対し、県土整備総務課は、保有個人情報開示請求書には「開示が決定しましたら携帯電話にご連絡をください。写しをいただきますにまいります。」と記載されているが、決定通知書は原本を交付するものであるため、同請求書に記載された「写し」とは、特定された公文書の写しであると解するのが相当であり、開示決定書の原本を閲覧の際に受け取る旨の意思表示とは認識することができない旨主張する。

確かに保有個人情報開示請求書には、上記 1(1)アで認定したとおり県土整備総務課が主張する文面が記載されており、これを決定通知書を受け取るという意味に理解することは困難であると考えられる。

また、県土整備総務課は、行政処分たる本件開示決定通知については、配達されたかどうかについて争いが生じるリスクを避け、より確実に相手方に届き、配達の記録が確認できるようにするため、簡易書留により郵送した旨も主張する。文書の到達に関する争いを避けるため、配達の記録が残る方法で郵送することは、一般的に広く行われている行為であり、合理的裁量の範囲内のものと認められる。

以上の事情を勘案すれば、本件開示決定通知を請求人に交付するために簡易書留により郵送したことについては、地方自治法や地方財政法に違反する財務会計上の行為があったとは解されない。

c まとめ

以上のことから、本件通知を請求人に郵送したことについて、地方自治法や地方財政法に違反する財務会計上の行為があったとは解されず、上記の他、請求人の請求書、立証書面、陳述等を勘案しても、違法又は不当な財務会計上の行為があったとは言えない。

(3) 結語

よって、本件請求は、理由がないから、上記第 1 のとおり決定する。